

審査基準及び標準処理期間

所属名	商工労働観光部人材育成課
内線番号	5102

No.	項目	内容
①	処分名	職業訓練指導員免許の再交付
②	法令名	職業能力開発促進法施行規則
③	法令番号	昭和44年労働省令第24号
④	根拠条項	第42条
⑤	処分権者	
⑥	法令の定め	<p>第四十二条 免許証の交付を受けた者は、免許証を滅失し、若しくは損傷したとき、又は氏名を変更したときは、免許証の再交付を申請することができる。</p> <p>2 前項の申請は、職業訓練指導員免許再交付申請書(様式第十号)を職業訓練指導員免許を受けた都道府県知事に提出して行わなければならない。この場合において、当該申請が免許証を損傷したことによるものであるときは免許証を、氏名を変更したことによるものであるときは免許証及び氏名を変更したことを証する書面を添えなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の規定による申請が氏名を変更したことによるものである場合において、氏名を変更したことを公簿によって確認することができるときは、前項後段に規定する氏名を変更したことを証する書面の添付を省略させることができる。</p>
⑦	審査基準	記載の内容が適正であるかどうか。所定の手数料が納付されているか。申請の理由が妥当であるか。免許証の破損による場合は、免許証が添付されているか。氏名の変更による場合は、免許証及び氏名を変更したことを証する書類が添付されているかどうか。
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	人材育成課職業訓練推進係
⑬	備考	